

議案第7号

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

小学校において自閉症・情緒障害特別支援学級を設置及び中学校において情緒障害等通級指導学級を廃止するため

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則（平成30年立川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号。以下「条例」という。）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学を予定している児童及び生徒の通学区域及び就学すべき学校の指定並びに通級指導学級に通級を予定している児童の<u>通級</u>すべき学校及び学級について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、通級指導学級とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の指導を行う必要があるものと教育委員会が認定した児童が通う学級をいう。</p> <p>(通級すべき学校及び学級)</p> <p>第5条 通級指導学級に通級を予定している児童の<u>通級</u>すべき学校及び学級は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>				<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号。以下「条例」という。）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学を予定している児童及び生徒の通学区域及び就学すべき学校の指定並びに通級指導学級に通級を予定している児童<u>及び生徒の通級</u>すべき学校及び学級について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、通級指導学級とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の指導を行う必要があるものと教育委員会が認定した児童<u>及び生徒</u>が通う学級をいう。</p> <p>(通級すべき学校及び学級)</p> <p>第5条 通級指導学級に通級を予定している児童<u>及び生徒の通級</u>すべき学校及び学級は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>			
学校		通学区域		学校		通学区域	
小学 校	立川市立第一小学校（あ おぞら学級）	立川市立学校の 通学区域等に関 する規則（平成 20年立川市教育	知的障害	小学 校	立川市立第一小学校（あ おぞら学級）	立川市立学校の通学区域等に関する規則（平成20年立川市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）別表に定める立川市立第一	

	委員会規則第12号。以下「規則」という。)別表に定める立川市立第一小学校、立川市立第三小学校、立川市立第六小学校及び立川市立第七小学校の通学区域	
立川市立第五小学校(こだま学級)	規則別表に定める立川市立第二小学校、立川市立第五小学校、立川市立第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域	
立川市立第九小学校(くわのみ学級)	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂	

	小学校、立川市立第三小学校、立川市立第六小学校及び立川市立第七小学校の通学区域
立川市立第五小学校(こだま学級)	規則別表に定める立川市立第二小学校、立川市立第五小学校、立川市立第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域
立川市立第九小学校(くわのみ学級)	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区域
立川市立第十小学校(すずかけ学級)	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域
立川市立松中小学校(まつのみ学級)	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域
立川市立新生小学校(ひまわり学級)	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新生小学校の通学区域
立川市立若葉台小学校(たんぼぼ学級)	規則別表に定める立川市立幸小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域

	川小学校の通学区域	
立川市立第十小学校（すずかけ学級）	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域	
立川市立松中小学校（まつのみ学級）	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域	
立川市立新生小学校（ひまわり学級）	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新生小学校の通学区域	
立川市立若葉台小学校（たんぽぽ学級）	規則別表に定める立川市立幸小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域	

中学校	立川市立立川第一中学校（I組）	規則別表に定める立川市立立川第一中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第三小学校及び立川市立第七小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第八中学校の通学区域
	立川市立立川第二中学校（1組）	規則別表に定める立川市立立川第二中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第六小学校の区域に限る。）、立川市立立川第四中学校（立川市立幸小学校の区域に限る。）、立川市立立川第六中学校（立川市立第八小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第九中学校の通学区域
	立川市立立川第五中学校（10組）	規則別表に定める立川市立立川第四中学校（立川市立柏小学校の区域に限る。）、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校（立川市立第十小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第七中学校の通学区域

	立川市立第二小学校（さくら学級）	条例別表に定める市立小学校の通学区域	自閉症・情緒障害等
中学校	立川市立立川第一中学校（I組）	規則別表に定める立川市立立川第一中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第三小学校及び立川市立第七小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第八中学校の通学区域	知的障害
	立川市立立川第二中学校（1組）	規則別表に定める立川市立立川第二中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第六小学校の区域に限る。）、立川市立立川第四中学	

		校（立川市立幸小学校の区域に限る。）、立川市立立川第六中学校（立川市立第八小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第九中学校の通学区域	
	立川市立立川第五中学校 (10組)	規則別表に定める立川市立立川第四中学校（立川市立柏小学校の区域に限る。）、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校（立川市立第十小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第七中学校の通学区域	

別表第2（第5条関係）

学校	学級	対象	備考
…略…			
立川市立第八小学校	きこえとことばの教室（難聴）	条例別表に定める市立小学校に在籍する児童	難聴
	きこえとことばの教室（言語）	立川市立第五小学校、立川市立第八小学校、立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校及び立川市立若葉台小学校に在籍する児童	言語障害

別表第2（第5条関係）

学校	学級	対象	備考
…略…			
立川市立第八小学校	きこえとことばの教室（難聴）	条例別表に定める市立小学校に在籍する児童	難聴
	きこえとことばの教室（言語）	立川市立第五小学校、立川市立第八小学校、立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校及び立川市立若葉台小学校に在籍する児童	言語障害
立川市立立川第三中学校	羽衣学級	立川市立立川第二中学校及び立川市立立川第三中学校に在籍する生徒	情緒障害等
立川市立立川第六中学校	泉学級	立川市立立川第四中学校、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校、立川市立立川第七中	

		学校及び立川市立立川第九中学校 に在籍する生徒	
立川市立立 川第八中学 校	富 士 見 学 級	立川市立立川第一中学校及び立川 市立立川第八中学校に在籍する生 徒	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。